第3回座間味村議会臨時会

第1日目

8月 1 8 日

平成20年第3回座間味村議会臨時会会議録																				
招	集	年月	月日						平)	式 2	20年	8	月	1 8	日					
招	集	場	所					座	間	味	き 村	議	会	譲	i j	昜				
開	閉	会	等	開	会			7	平成2	0年8	3月18日	十	-後2	時00)分	議.	長宣	言		
日	日 時 宣 告				閉 会 平成20年8月18日 午後2時10分 議長宣言							言								
	席			議番	席号		氏			名		議番	席号			氏			名	
出		議	員	1	番		乍	里	順	之		6	番							
	(応	招	<u>{</u>)	2	番		中	村	秀	克		7	番			宮	里	清。	之助	
				3	番		金	: 城	善	昇		8	番			金	城	勝	英	
				5	番		金	:城	英	雄		9	番			宮	平	秀	保	
欠	席(不	議	員	議番	席号		氏	.		名		議番	席号			氏			名	
		応 招		6	番		官	里	祐	司										
会	議録	署名	議員	1	番		宮		順	之		2	番			中	村	秀	克	
	多のた _ン た者	め議場	湯に出	事	務	局	長	宮	平		優	臨	時	書	記					
				村			長	仲	村	三	雄									
地フ	方自治	総務企画課長			垣	花		健												
に。	より説	政策調整監			幸	地		東	_											
場に	場に出席した者の職																			
及で	び氏名																			

平成20年第3回座間味村議会臨時会議事日程(第1号)

(平成20年8月18日午後2時00分開会)

日	程	議	案	番	号	件	名
	1					会議録署名議員の指名について	
	2					会期の決定について	
	3	議	案 第	§ 3	4 号	座間味村議会の議員の報酬及び費用弁例	賞等に関する条例の一部を改正す
						る条例について	
	4	議	案 第	₹ 3	5 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び	び費用弁償に関する条例の一部を
						改正する条例●について	

〇 議長(宮平秀保)

ただいまから平成20年度第3回座間味村議会臨時会を開●会します。

開 会(午後2時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1.会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番 宮里順之議員及び2番 中村秀 克議員を指名します。

日程第2. 会期の決定を議題とします。

●お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。 (「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。よって会期は、1日限りと決定しました。

日程第3. 議案第34号 座間味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 についてから日程第4. 議案第35号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。仲村三雄村長。

〇 村長(仲村三雄)

議案第34号

座間味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成20年8月18日●提出

座間味村長 仲 村 三 雄

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、座間味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 必要があるため。

なお、詳細については担当課長から説明させます。続きまして、 議案第35号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成20年8月18日●提出

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要があるため。

なお、詳細につきましては担当課長から説明させます。よろしく御審議をお願いいたします。

〇 議長(宮平秀保)

垣花 健総務企画課長。

〇総務企画課長(垣花 健)

議案34号及び議案第35号について、説明させていただきます。

地方自治法の一部を改正する法律が、今年の6月に成立・公布されています。今回の改正につきましては、 普通地方公共団体の議会の実態を踏まえ、議会活動の範囲を明確化するため、普通地方公共団体の議会の議 員の活動のうち、議案の審査、議会運営の充実を図る目的で開催されております、個々の代表者会議、正副 委員長会議、全員協議会等について議会活動の範囲に含まれることを明確にしようとするものです。

また議員の報酬の支給方法等に関する規定を、他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離するとともに、報酬の名称を「議員報酬」に改めるとされております。このうち本村においては、報酬等に関する条例の改正が必要となったものです。

まず議案第34号についてですが、この議案については議員の報酬の文言を「議員報酬」というふうに改めるとともに、地方自治法の引用条文を追加しております。

次に議案第35号につきましては、自治法の改正に伴いまして、地方自治法第203条第5項から地方自治法第203条の2第4項に改めるものであります。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

〇 議長(宮平秀保)

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

●討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号 座間味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第34号 座間味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これから議案第35号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第35 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は終了いたしました。

これで会議を閉じます。

●これをもって、平成20年第3回座間味村臨時会を閉会します。 お疲れさまでした。

閉 会(午後2時10分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮 平 秀 保

署名議員 宮里順之

署名議員 中村秀克